

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所 管・関係府 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所 管・関係府 省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
随時30-009	大分県杵築市	【仮称】杵築ドローンベース@JAPANプロジェクト	①学ぶ！ドローンの操作研修や検定等を実施する拠点：ドローンの研修会、検定会、小中学生対象の操作・プログラミング教室等を開催する。 ②楽しむ！ドローンの各種競技会や交流イベント等を実施する拠点：丘陵やダム湖などの地形を活かしたドローンレース、各種協議会、交流イベント等を開催する。 ③創る！ドローンの活用や研修方法等を研究開発する拠点：新しい分野でのドローンの活用にあたって、安全運用を確立するための研究開発や実証実験ができる施設や野外フィールドを整備・設定する。(防災、農業、観光など各種産業分野を視野に入れている)	ドローンを活用した防災訓練や実験を昼夜問わず行う場合。例えば消火実験でドローンに設置したノズルから放水実験をしたり、消火ボールを落下させる場合、いちいち夜間飛行、目視外飛行、危険物輸送、物件投下等の許可 / 申請をしなければならない。 またドローンレース国際大会等を開催する場合は、海外選手が自分のドローンやプロポを持ってきて、日本の技的マークの問題で制限がかかって使えない。 それから海外選手が日本来て一番困るのが、日本のアマチュア無線免許を必要とすること。ドローンレースを実施している海外においては、全く必要の無いルールが日本だけに存在しており、日本のレース国際化に大きな弊害となっている。	【航空法】 航空法第三十二条一号から二号 航空法第三十二条二第一号から第六号	許可 / 申請が必要な案件においては、その都度ひとつひとつ申請を出すのではなく、例えば飛行高度の地表・水面から150m以上、それから夜間飛行、目視外飛行、30m未満の飛行、危険物輸送、物件投下等に関して、実験フィールド内で実施されるテストにおいては、例えば想定される上記の規制案件を包括的に申請できるものとし、1年ごとの更新を可能にしよう。そうすれば365日24時間の防災訓練も可能になる。	国土交通省	御提案にあるように実験フィールド等、飛行場所をあらかじめ特定し、各飛行方法に応じた安全対策を講じていければ、現行制度においても1年間の包括許可・承認が可能です。	現行法では、申請時に機体及び操作者を確定することで、許される経路であれば、全国どこでも飛行できる許可を出すものと認識しております。一方、今回の当方の提案では、フィールドを特定することで、機体及び操作者の確定(特定)にあたる部分を緩和していただきたいという趣旨のものです。 当方では、安全なフィールドを確保することで、そのような緩和が可能であると考えております。 飛行方法としては、夜間飛行、目視外飛行、人または物件から30m以上の距離が確保できない飛行、物件投下を行うことを想定しています。なお、危険物の輸送については、危険度の低いものについては、緩和いただきたいと考えております。	国土交通省	無人航空機や操作者については、無人航空機の機能及び性能、操作者の知識及び能力等が、夜間飛行や目視外飛行等において、地上の人及び物件の安全並びに航空機の航行の安全が損なわれるおそれがないことを確認する重要な要素であるため、機体及び操作者については特定し申請いただく必要があります。 なお、許可等を受けた後に、機体の追加や操作者を追加する際には申請資料の一部が省略できる場合があります。 また、危険度が低いものに対する緩和の意図するところが分かりかねますが、その危険物に応じた安全対策を講じていただく必要があります。
					【電波法】 電波法「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則」第2条第1項各号 総務省発行の「アマチュア無線技士」の免許について	電波に関しても、ドローンレース世界大会を実施する場合、25mw以下の場合は出力制限を設けて、レースを行う限られた場所では、マチュア無線の免許が無くても実施できるようにしよう。 またドローンの技的マークに関しては、観光者が日本に来てスマホや携帯を使うのと同じ様に期限を設けて使用できるようにしよう。 ドローンレース会場区域に限定して、対象周波数を5650・5830MHZに拡大しよう。	総務省	我が国においてご提案の周波数帯は、各種レーダー、無線LAN、無人移動体画像伝送システム、狭域通信システム(DSRC)等に利用されています。 また、アマチュア無線として無線局を開設する場合、ご提案の周波数帯では国際的にもアマチュア業務は二次業務と位置づけられており、各種レーダー等の一次業務の無線局に有害な混信を生じさせてはならず、かつ、一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならないという条件が付された状態において運用されています。 これらのことから、各種レーダー等の無線局への影響を確認する必要があり、また万が一混信等が発生した場合には電波を止めるなどの措置を執ることも考えられるため、免許手続きが必要と考えます。 一方で、アマチュア無線の制度以外にも既存制度においてドローンレースやイベント等に適した手続きについて相談させていただくことが可能です。	既に技術適合を取得しているハードウェアでは問題がないと認識しておりますが、加えてロボット用電波を利用しているものについても緩和していただくことは可能でしょうか。電波障害が発生しないような特定のフィールドを想定しております。	総務省	実施場所や運用方法等が既に具体化されているのであれば、当方にご相談いただければ、混信のおそれの確認やご提案、その後の免許手続きが円滑に進められるものと考えています。 まずは、具体的な実施計画についてご相談ください。